後令,逐,電景繕,之旨式部少輔申掠之刻、景繕弟子・同宿等

相"語式部少輔、或號"塔頭分田地、或稱"彼等進止之地、寺

【北野松梅院文書】 山城

一二の七

庄門徒へも一被,仰出,候也。仍執達如,件。 炊助相拘之處、神用有名無實之條、如元可爲於社家直務之 上者、年主以下嚴密可、沙,汰渡社家代,之段、可、被、相,觸當 北野宮寺雜掌申加州福田庄代官職事、 去々年以來狩野大

大永元年十一月十六日

長飯貞飯 俊 運 在判 在判

本願寺雜掌

大永二年 壬子 紀元二一八二

繕に之を還付す。 六月十一日。幕府、 同寺領能美郡湯谷村の内を沽却するを停め、 山城妙音寺景繕の弟子等が

【南禪寺文書】山城

三〇八

地事、先御代畠山式部少輔被官人細木原四郎左衞門掠申妙晉寺景繕首座申當寺領加州能美郡湯谷村內所々散在田妙晉寺景繕首座申當寺領加州能美郡湯谷村內所々散在田 押領之條、就數。申之、去永正十三年雖被成,御下知、其以

> 繕,之段、宜被,存知,之由被,仰出,候也。仍執達如,件。 哉。所詮於,被同宿等沽却分,者被弃,破之、如,元被,返,付景 領所々田昌其外僧房雜具以下、悉令、賣」之云々。絕常篇一者 す。 如く天龍寺末にして、天龍寺は南禪寺の支配に屬 (妙音寺は、永正十三年七月十一日の條に載せたる 大永二六月十一日 南禪寺雜掌 貞飯賴飯 在判 在判

嚴講所新入衆を擧達す。 七月廿五日。石川郡白山宮惣長吏澄明、 同宮莊

【白山比咩神社文書】 石川郡

一二〇九

白山寺莊嚴講所 新入衆事

口坊

式部卿公

右依。恒例一令,學達一之處如,件

大永二 七月廿五日 **惣長吏法印澄明** 在判

一和尚御房

大永三年 癸未 紀元二一八三

5 三月八日。本願寺實如、江沼・能美二郡の門徒 一味同心すべきことを勸む。

【興善寺文書】能美郡

將又二千疋難有悅入候。

其國みだれがわ敷よし聞及候間、去年以<sub>、</sub>若松を,申下候つ 候あひた、ちかごろ難、有覺候。しかしながら無,法儀,故歎 以"使を」被"申上一候。ことに於"向後」は、可」成"其嗜」のよし る。取分三ケ條之儀申くだし候處、各りやうしやうのよし、

實之可」爲」志候。 穴賢々々。

實 如 在判

江沼郡中へ

能美郡中へ

(文中に前住の廿五年とあるが故に本年に係く。)

五月十六日。小倉吉信、 珠洲郡高座宮別當高勝

寺に、佛具を寄進す。

【須須神社文書】珠洲郡

珠々三崎高座山高勝寺本堂大日之御寶前

瑠瑠色之花立貳瓶 同香爐

右奉,寄進,處如,件。

大永三年五月十六日

施主 小倉民部丞

吉

在判

甲申 紀元二一八四

大永 四 年

五〇七

年報謝不過之候。返々何事も、

向後者一味同心候はど、眞

、前性の廿五

~令』滿

足、候。彌世間佛法たしなみ、一心決定候者、

入候處、皆々心中を可」改之よし候之條。何より